

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成18年6月22日(2006.6.22)

【公表番号】特表2005-524465(P2005-524465A)

【公表日】平成17年8月18日(2005.8.18)

【年通号数】公開・登録公報2005-032

【出願番号】特願2004-502828(P2004-502828)

【国際特許分類】

A 6 1 B 19/00 (2006.01)

A 6 1 B 17/00 (2006.01)

A 6 1 J 15/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 19/00 5 0 2

A 6 1 B 17/00 3 2 0

A 6 1 J 15/00 Z

【手続補正書】

【提出日】平成18年5月1日(2006.5.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

(a) 外側チューブ状部材に取り付けられた遠位端部及び作動手段に取り付けられた近位端部を有する内側シャフト部材を有してなるストーマ測定デバイスであって；

(b) 前記外側チューブ状部材は該外側チューブ状部材の近位端部にて前記作動手段に取り付けられており、前記外側チューブ状部材は該外側チューブ状部材の遠位端部にて前記内側シャフト部材に取り付けられており、前記外側チューブ状部材は該外側チューブ状部材の外側表面にスケール目盛り表示を有してあり、及び、前記外側チューブ状部材は体腔の内側壁部に該ストーマ測定デバイスを係合させるための手段を提供する外側に伸張し得る遠位端側セクションを有してなり；並びに

(c) 前記作動手段は、外側チューブ状部材の近位端部に取り付けられており、前記外側チューブ状部材を該ストーマ測定デバイスの遠位端部の方へ移動させることによって、伸張し得る遠位端側セクションが外側に伸張して前記係合のための手段を形成することができるストーマ測定デバイス。

【請求項2】

前記作動手段は、該作動手段の遠位端部及び近位端部に接続される少なくとも2つのアームを有してなる請求項1記載のストーマ測定デバイス。

【請求項3】

前記作動手段は、該作動手段の遠位端部及び近位端部に接続されて、対向して向かい合う少なくとも2つの曲がったアームを有してなる請求項2記載のストーマ測定デバイス。

【請求項4】

前記外側に伸張し得る遠位端側セクションは、短い長手方向の切れ目を有する請求項1記載のストーマ測定デバイス。

【請求項5】

前記外側に伸張し得る遠位端側セクションは、パーフォレーションを更に有する請求項4記載のストーマ測定デバイス。

**【請求項 6】**

前記外側チューブ状部材に取り付けられる測定バーを更に有する請求項 1 記載のストーマ測定デバイス。

**【請求項 7】**

体腔は胃である請求項 1 記載のストーマ測定デバイス。

**【請求項 8】**

(a) 請求項 1 記載のストーマ測定デバイスをストーマの中へ挿入すること、

(b) 前記作動手段を作動させて、前記外側チューブ状部材を該ストーマ測定デバイスの遠位端部の方へ移動させること、

(c) 前記係合手段が体腔の内側壁部に係合するまで、前記ストーマ測定デバイスを引き込むこと；並びに

(d) 前記スケール目盛り表示を用いてストーマを測定することを含んでなるストーマの長さを測定する方法。

**【請求項 9】**

(a) 外側チューブ状部材に取り付けられた遠位端部及び作動手段に取り付けられた近位端部を有する内側シャフト部材を有してなるストーマ測定デバイスであって；

(b) 前記外側チューブ状部材は該外側チューブ状部材の近位端部にて前記作動手段に取り付けられており、前記外側チューブ状部材は該外側チューブ状部材の遠位端部にて前記内側シャフト部材に取り付けられており、前記外側チューブ状部材は該外側チューブ状部材の外側表面にスケール目盛り表示を有してあり、及び、前記外側チューブ状部材は体腔の内側壁部に該ストーマ測定デバイスを係合させるための手段を提供する外側に伸張し得る遠位端側セクションを有してあり、前記外側に伸張し得る遠位端側セクションは短い長手方向の切れ目を有しており；

(c) 前記作動手段は、前記外側チューブ状部材の近位側部に接続される、対向して向かい合う 2 つの曲がったアームを有してあり、前記外側チューブ状部材を該ストーマ測定デバイスの遠位端部の方へ移動させることによって、伸張し得る遠位端側セクションが外側に伸張して、前記係合のための手段を形成することができ；並びに

(d) 前記測定バーは前記外側チューブ状部材に取り付けられているストーマ測定デバイス。

**【請求項 10】**

体腔は胃である請求項 9 記載のストーマ測定デバイス。

**【請求項 11】**

(a) 請求項 9 記載のストーマ測定デバイスをストーマの中へ挿入すること、

(b) 前記作動手段を作動させて、前記外側チューブ状部材を該ストーマ測定デバイスの遠位端部の方へ移動させること、

(c) 前記係合手段が体腔の内側壁部に係合するまで、該ストーマ測定デバイスを引き込むこと；

(d) 該測定バーが腹部壁部と同じ高さになるまで、前記測定バーを外側チューブ状部材に沿って動かすこと；並びに

(e) 測定バーのスケール目盛り表示を参照することによってストーマの長さを測定することを含んでなるストーマの長さを測定する方法。